# 3 民生費

## 1 社会福祉費　　1 社会福祉総務費

**[担当：社会福祉課] P.109**

**2001　社会福祉協議会助成に要する経費　125,078,000 円（138,190,000 円）**

[一財 125,078,000 円]

○ 目的

社会福祉協議会の特性を活かし、市民の地域福祉に関する活動の推進を図る。

○ 内容

・社会福祉協議会運営費補助金　　125,078,000 円

| | |
|---|---|
| 取手市社会福祉協議会本所運営経費 | 80,488,000 円 |
| 藤代支所運営経費 | 11,183,000 円 |
| 在宅福祉サービス運営事業 | 546,000 円 |
| ボランティア支援センター運営事業 | 873,000 円 |
| ヘルパーステーション運営事業 | 17,524,000 円 |
| 特定相談支援事業 | 14,464,000 円 |

**[担当：社会福祉課] P.111**

**2901　中国残留邦人支援事業に要する経費　9,112,000 円（9,577,000 円）**

[国･県 6,897,000 円　一財 2,215,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負:中国残留邦人支援費負担金 6,867,000 円]

[国委:遺族及び留守家族等援護事務委託金 30,000 円]

○ 目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域でのいきいきとした暮らしを支援する。

○ 内容

・支援給付金　　8,809,000 円

永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付･住宅支援給付･医療支援給付･介護支援給付等（国負担率 3/4）と、配偶者支援給付（国負担率 4/4）がある。取手市支援者数は 5 世帯 6 人（令和 2 年 12 月末現在）。

**[担当：障害福祉課] P.111**

**3101　特定疾病療養者見舞金支給に要する経費　17,300,000 円（17,600,000 円）**

[一財 17,300,000 円]

○ 目的

見舞金を支給することにより療養者本人、家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

原因が不明で治療方法が未確立なため、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病(令和元年７月から適用疾病 333 種類)の療養者で、継続的に入院･通院している方を対象に見舞金(年額 20,000 円)を支給する。

・扶助費　　@20,000 円×865 人＝17,300,000 円

**[担当：健康づくり推進課] P.111**

**3401　健康づくり推進事業に関する経費　4,929,000 円（1,970,000 円）**

[その他 2,626,000 円　一財 2,303,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金:介護保険特別会計繰入金 2,626,000 円]

○ 目的

子どもから高齢者まで、健康で幸せに暮らせる「スマートウェルネスとりで」の実現を目指し、健康等に関する様々な事業を実施することで、市民全体の健康づくりを推進する。また、保険者機能強化推進交付金を活用し、高齢者の自立支援や重度化防止等に資する取組を支援する。

○ 内容

・印刷製本費 1,027,000 円

健康づくり事業を啓発する案内チラシやウォーキングマップの作成。

・負担金、補助金 2,774,000 円

健康づくり応援補助金（2,450,000 円）

市内のフィットネスクラブ等に新規入会し、継続して健康づくりに取り組む市民を支援する。

食育推進事業補助金（300,000 円）

協働提案型公募補助対象事業として､こども農レッジ～こども食堂～事業に対し、補助金を交付。採択年度は令和元年度～令和３年度。

**[担当：健康づくり推進課] P.112**

**4201　ウェルネスプラザ管理運営に要する経費　120,921,000 円（120,921,000 円）**

[国･県 8,778,000 円　一財 112,143,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:子ども･子育て支援交付金 4,389,000 円]

[県補:子ども･子育て支援交付金 4,389,000 円]

○ 目的

市民交流支援･健康づくり支援･子育て支援施策を展開する中核的施設として、取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営を行い、市民の健康づくり施策の推進と持続可能な中心市街地の活性化を図る。

○ 内容

・ウェルネスプラザ指定管理料 118,700,000 円

取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理料。

指定管理期間は、令和２年４月１日から令和７年３月 31 日。

指定管理者はとりで健幸づくりパートナーズ（代表構成員：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、構成員：コナミスポーツ株式会社）

・土地借上料 2,160,000 円

取手ウェルネスプラザ第３駐車場の土地借上料。

**［担当：社会福祉課］P.112**

**4301　生活困窮者自立相談支援事業に要する経費　29,528,000 円（28,680,000 円）**

［国･県 13,875,000 円　一財 15,653,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負:生活困窮者自立相談支援費負担金 13,875,000 円］

○ 目的

平成 25 年 12 月に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、様々な問題を抱え経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある、生活困窮者を早期に把握し、生活保護に至る前の段階から支援を行う。国負担率 3/4(人口規模等により国庫負担に上限額がある)。

○ 内容

地域の実情に合った支援体制を築き上げることにより、生活困窮状態から早期自立を支援する「生活困窮者自立支援制度」のうち、必須事業である自立相談支援事業を委託により行う。

配置人員(主任相談支援員１名･相談支援員１名･就労支援員１名)

委託費内訳

・人件費　24,629,000 円
・事業費　436,000 円
・事務費　2,968,000 円
・退職共済掛金　1,495,000 円

**［担当：社会福祉課］P.113**

**4401　生活困窮者住居確保給付事業に関する経費 414,000 円（319,000 円）**

［国･県 310,000 円　一財 104,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負:生活困窮者住居確保給付費負担金 414,000 円×3/4≒310,000 円］

○ 目的

本事業は生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率 3/4。

○ 内容

生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住居確保給付金の支給を行う。

賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則３ヶ月給付する。

給付額　単身世帯　上限 35,400 円
　　複数世帯　42,000 円から

［担当：社会福祉課］P.113

**4402　新型コロナウイルス感染症対策経費　3,969,000 円　新規**

［国･県 2,976,000 円　一財 993,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負:生活困窮者住居確保給付費負担金(感染症対応分)

3,969,000 円×3/4≒2,976,000 円］

○ 目的

本事業は生活困窮者自立支援法に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職及び減収した者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率 3/4。

○ 内容

生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住居確保給付金の支給を行う。

賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則 3 ヶ月給付する。

給付額　　単身世帯　上限 35,400 円

　　複数世帯　42,000 円から

［担当：社会福祉課］P.113

**4501　ぬくもり学習支援事業に要する経費　1,642,000 円（1,930,000 円）**

［国･県 821,000 円　一財 821,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補:ぬくもり学習支援事業費補助金 1,642,000 円×1/2＝821,000 円］

○ 目的

本事業は、生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の子どもたちに対し、学習支援や子どもたちの悩み、進学に関する助言等を行い、子どもたちの学習意欲の向上を図る。

○ 内容

「生活困窮者自立支援制度」のうち、任意事業である学習支援事業を委託により行う。

委託費内訳

・人件費　　936,000 円

・事業費　　563,000 円

・事務費　　143,000 円

［担当：社会福祉課］P.113

**4601　ひきこもり対策推進事業に要する経費　1,712,000 円（1,800,000 円）**

［一財 1,712,000 円］

○ 目的

ひきこもり支援に対する第一次相談窓口としての機能を充実・強化し、家族や本人に対するきめ細やかな支援を行う。

○ 内容

ひきこもり支援の特性として、個々の事情に対する支援には専門性が必要であり、経験と実績のある 2 団体にアドバイザーとして助言を受けつつ、相談のスキルを高めるととも

に支援内容の充実を図り、関係機関と連携し必要な支援を行う。
・ひきこもり相談支援業務委託料　1,712,000 円

**[担当：社会福祉課] P.113**
**4701　生活困窮者就労準備支援事業に要する経費　1,253,000 円　新規**
[国･県 835,000 円　一財 418,000 円]
＊ 特財積算根拠
[国補:生活困窮者就労準備支援事業補助金 1,253,000 円×2/3≒835,000 円]
○ 目的
生活困窮状態にある者または被保護者であって、一般就労に直ちに就くことが困難な者に対し、一般就労のための基礎能力を身につけることで安定的な就労に就き、生活困窮状態から脱却を図ることを目的とする。
○ 内容
・適切な日常生活習慣形成のための指導・訓練
・就労の前段階として必要な社会的能力の習得
・事業所等での就労体験受け入れ先の確保及び就労体験の実施、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援
当事業は実施主体である県と協定を締結した市（13 市）により広域で実施するものである。
・生活困窮者就労準備支援事業負担金　1,253,000 円

**[担当：社会福祉課] P.114**
**4801　生活困窮者家計改善支援事業に要する経費　1,290,000 円　新規**
[国･県 860,000 円　一財 430,000 円]
＊ 特財積算根拠
[国補:生活困窮者家計改善支援事業補助金 1,290,000 円×2/3＝860,000 円]
○ 目的
家計収支の均衡がとれていないなど､家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにした上で必要な情報提供や専門的な助言等を行い、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活を再生させることを目的とする。
また、被保護世帯については生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に移行することにより、保護脱却後の再受給防止を目的とする。
○ 内容
・家計管理に関する支援
・滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
・債務整理に関する支援
当事業は実施主体である県と協定を締結した市（8 市）により広域で実施するものである。
・生活困窮者家計改善支援事業負担金　1,290,000 円

［担当：高齢福祉課］P.114

**5601　成年後見制度利用促進に要する経費　7,714,000 円（437,000 円）**

［一財 7,714,000 円］

○ 目的

成年後見制度利用促進法に基づき、権利擁護支援が必要な人の早期発見と早期支援を目的に、成年後見制度の利用促進を図る。

○ 内容

取手市成年後見制度利用促進基本計画に基づき様々な事業に関する進捗状況を確認するため、「取手市成年後見制度利用促進審議会」を開催する。

また、利用者や後見人等の相談窓口となり、家庭裁判所など関係機関同士の調整役を担う「中核機関」の機能の一部を取手市社会福祉協議会（成年後見サポートセンター）に委託する。

・成年後見制度利用促進審議会委員報酬　@6,700 円×1 人×2 回 ＝　13,400 円
　@6,300 円×14 人×2 回＝　176,400 円
・中核機関運営委託料　@7,492,000 円×1　＝7,492,000 円

## 1 社会福祉費　2 障害者福祉費

［担当：障害福祉課］P.114

**0501　障害福祉事務に要する経費　773,000 円（449,000 円）**

［その他 300,000 円　一財 473,000 円］

＊ 特財積算根拠

［繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 300,000 円］

（新規事業）

・ヘルプマークの普及啓発

○ 目的

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々に対して、ヘルプマークを作成し活用することによって援助が必要な方が日常的に様々な援助が得られる社会づくりを推進する。

○ 内容

義手義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマークの作成と配布を行う。

・需用費　414,150 円

ヘルプマークの作成（東京都のガイドライン仕様と同じ物）

@170 円×2,000 個×1.10＝374,000 円

ヘルプマーク周知啓発用パンフレット

@18.25 円×2,000 枚×1.10＝40,150 円

［担当：障害福祉課］P.116

**2701　障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費**

**36,181,000 円（38,954,000 円）**

［国･県 464,000 円　一財 35,717,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補:地域生活支援事業補助金 313,000 円］

［県補:地域生活支援事業補助金 151,000 円］

○ 目的

在宅の障害者(主に知的障害者対象)の方に就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、身辺自立･社会参加の促進を図るとともに､宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介護者が介護できないときの支援(夜間支援)を行う。

また、障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日常生活の相談支援や地域交流を行う「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり､平成 30 年度から令和 3 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

| | | |
|---|---|---|
| 障害者福祉センターつつじ園指定管理料 | | 36,163,000 円 |
| 内訳）障害福祉サービス等 | | 29,652,000 円 |
| | 地域生活支援事業　生活訓練事業(夜間支援) | 1,080,000 円 |
| | 地域生活支援事業　地域活動支援センター事業 | 5,431,000 円 |

・火災保険料　18,000 円

［担当：障害福祉課］P.116

**2801　障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費**

**9,866,000 円（10,386,000 円）**

［その他 283,000 円　一財 9,583,000 円］

＊ 特財積算根拠

［諸収入:商工会藤代支所光熱水費使用料 283,000 円］

○ 目的

在宅の障害者(主に知的障害者対象)の方に自立訓練(生活訓練)就労訓練を提供し、自立した日常生活を営むために必要な訓練、就労の機会や生産活動の提供、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり､平成 30 年度から令和 3 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

| | |
|---|---|
| 障害者福祉センターふじしろ指定管理料 | 9,850,000 円 |

・火災保険料　16,000 円

［担当：障害福祉課］P.116

**2901　障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費**

**20,329,000 円（21,398,000 円）**

［国･県 1,290,000 円　一財 19,039,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補:地域生活支援事業補助金 870,000 円］

［県補:地域生活支援事業補助金 420,000 円］

○ 目的

在宅の障害者(主に身体障害者対象)の方に生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創作的活動、レクリエーション、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し障害者の身辺自立･社会参加の促進を図る。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成 30 年度から令和 3 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

| | |
|---|---|
| 障害者福祉センターあけぼの指定管理料 | 20,329,000 円 |
| 内訳）障害福祉サービス等 | 11,329,000 円 |
| 地域生活支援事業　地域活動支援センターⅡ型事業 | 9,000,000 円 |

［担当：障害福祉課］P.116

**3201　特別障害者援護に要する経費　20,700,000 円（20,909,000 円）**

［国･県 15,514,000 円　一財 5,186,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負:特別障害者手当給付費 20,686,000 円×3/4≒15,514,000 円］

○ 目的

在宅の常時特別な介護(児童にあっては常時の介護)を必要とする重度障害者の方に、その重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

・特別障害者手当　　@27,350 円×38 人×12 月＝12,471,600 円
・障害児福祉手当　　@14,880 円×41 人×12 月＝ 7,320,960 円
・福祉手当(経過措置)　　@14,880 円× 5 人×12 月＝ 892,800 円
　年 4 回支給
　5 月(2～4 月分)、8 月(5～7 月分)、11 月(8～10 月分)、2 月(11～1 月分)に支給
・通信運搬費　14,000 円

［担当：障害福祉課］P.117

**3301　介護給付費等に関する経費　1,760,214,000 円（1,564,564,000 円）**

［国･県 1,316,250,000 円　一財 443,964,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負:自立支援給付費負担金　1,755,000,000 円×1/2＝877,500,000 円］

[県負:自立支援給付費負担金　1,755,000,000 円×1/4＝438,750,000 円]

○ 目的

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、全国共通の基準により障害の種類や程度､介護者の状況などを踏まえ支給決定される障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

・障害者給付審査会委員報酬　1,127,000 円
　会長　@17,000 円×1 人×7 回＝　119,000 円
　委員　@16,000 円×9 人×7 回＝1,008,000 円
・障害者給付審査会委員費用弁償　56,000 円
・扶助費(自立支援給付費)　1,755,000,000 円

| | | | |
|---|---|---|---|
| 介護給付費 | 934,491,500 円 | | |
| 居宅介護 | | (70,865,000 円) | 121 人 |
| 行動援護 | | (28,000 円) | 1 人 |
| 重度訪問介護 | | (36,000 円) | 1 人 |
| 同行援護 | | (11,126,000 円) | 14 人 |
| 療養介護 | | (9,224,000 円) | 4 人 |
| 生活介護 | | (667,090,000 円) | 254 人 |
| 短期入所 | | (9,162,500 円) | 90 人 |
| 施設入所支援 | | (166,960,000 円) | 101 人 |
| 訓練等給付費 | 764,737,000 円 | | |
| 共同生活援助 | | (191,160,000 円) | 110 人 |
| 宿泊型自立訓練 | | (6,915,000 円) | 3 人 |
| 自立訓練(機能) | | (1,122,000 円) | 1 人 |
| 自立訓練(生活) | | (32,047,000 円) | 12 人 |
| 就労移行支援 | | (77,385,000 円) | 42 人 |
| 就労継続支援 A 型 | | (168,630,000 円) | 93 人 |
| 就労継続支援 B 型 | | (280,265,000 円) | 178 人 |
| 就労定着支援 | | (7,213,000 円) | 22 人 |
| 計画相談支援給付費 | 30,027,500 円 | | |
| 特定障害者特別給付費 | 25,744,000 円 | | |

・消耗品費　267,000 円
・通信運搬費　33,000 円
・自立支援システム使用料　126,000 円
・請求審査サポートソフト使用料　951,000 円
・給付審査会医師意見書文書料　936,000 円　(新規者･継続者 190 人分)
・障害支援区分認定調査業務委託料　28,000 円
・国保連支払審査手数料　1,690,000 円

[担当：障害福祉課] P.117

**3302　自立支援医療に関する経費　57,027,000 円（56,229,000 円）**

[国･県 42,750,000 円　一財 14,277,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負:自立支援医療給付費負担金　更生医療　51,060,000 円×1/2＝25,530,000 円
育成医療　1,578,000 円×1/2＝　789,000 円
療養介護医療費　4,362,000 円×1/2＝ 2,181,000 円]

[県負:自立支援医療給付費負担金　更生医療　51,060,000 円×1/4＝12,765,000 円
育成医療　1,578,000 円×1/4＝　394,500 円
療養介護医療費　4,362,000 円×1/4＝ 1,090,500 円]

○ 目的

更生医療　身体障害者(身体障害者手帳所持者)で､その障害を除去･軽減する手術等の治療に対して提供される､更生のために必要な医療費を支給する｡(対象となる医療行為の制限あり｡)

育成医療　18 歳未満の障害児(身体に障害のある方に限る)で、その障害を除去･軽減する手術等の治療に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。(対象となる医療行為の制限あり。)

療養介護　療養介護に係る介護給付費を受けた障害者で、病院や施設等で機能訓練や介護等を受けている場合に、医療に要した費用を支給する。

○ 内容

免疫療法(HIV、腎臓、肝臓移植手術後の免疫療法)、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等の医療費について支給する。

・更生医療給付費　51,060,000 円
　内訳）生保透析者　@300,000 円×10 人×12 月＝36,000,000 円
　　生保免疫者　@280,000 円× 2 人×12 月＝ 6,720,000 円
　　一般免疫者　@41,000 円×12 人×12 月＝ 5,904,000 円
　　一般肝臓･腎臓免疫者　@29,000 円× 7 人×12 月＝ 2,436,000 円
・育成医療給付費　1,578,000 円
　内訳）肢体不自由児　@132,000 円×2 人　＝264,000 円
　　咀嚼機能障害　@5,900 円×2 人×12 月＝142,000 円
　　心臓機能障害　@230,000 円×4 人　＝920,000 円
　　肝臓機能障害　@7,000 円×3 人×12 月＝252,000 円
・療養介護医療費　4,362,000 円
　　重度障害者療養介護分　@72,700 円×5 人×12 月＝4,362,000 円
・審査支払手数料　27,000 円

[担当：障害福祉課] P.117

**3303　補装具費に関する経費　20,000,000 円（20,000,000 円）**

[国･県 15,000,000 円　一財 5,000,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負:自立支援補装具費負担金 20,000,000 円×1/2＝10,000,000 円]

[県負:自立支援補装具費負担金 20,000,000 円×1/4＝ 5,000,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳所持者及び難病の方に、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○ 内容

・補装具交付及び修理費　　20,000,000 円

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

**[担当：障害福祉課] P.118**

**3304　地域生活支援事業に関する経費　58,198,000 円（56,907,000 円）**

[国･県 23,748,000 円　一財 34,450,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:地域生活支援事業補助金 16,016,000 円]

[県補:地域生活支援事業補助金　7,732,000 円]

○ 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ効果的、効率的に柔軟な事業形態による事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

〈報償費〉

・自立支援協議会委員謝礼　　@2,000 円×25 人×4 回＝200,000 円

自立支援協議会は、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携を図り支援体制の整備を行う。

〈手数料〉

・成年後見制度利用支援事業(市長による後見開始の審判の申立)

申立鑑定料　　@100,000 円×3 人×1.10＝330,000 円

申立診断書　　@10,000 円×3 人×1.10＝ 33,000 円

申立収入印紙、連絡用切手代　　24,000 円

〈委託料〉

・意思疎通支援事業委託料　　714,000 円

手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。

手話通訳者･要約筆記者派遣費用　　341,000 円

通訳者派遣事務費　　@2,000 円× 6 件×12 月＝144,000 円

通訳者派遣交通費　　@1,587 円×12 件×12 月≒229,000 円

・手話通訳者報酬（1 名･報酬･交通費を含む）　　825,000 円

意思疎通の合理的配慮として聴覚障害のある方と、職員とのコミュニケーションをサポートする手話通訳者を配置することにより、円滑な行政サービスの提供と市民サービスの向上を図る。

・精神障害者家族等相談員事業委託料

精神障害者及びその家族等の相談を対象とした相談員委託事業で、家族等への必要な援助を行う。

精神障害者家族等相談員事業委託料　　@20,000 円×3 人＝60,000 円

・地域活動支援センター事業委託料　　5,004,000 円

地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。Ⅰ型は専門職員を配置し相談支援事業を併せて実施すると共に医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を行う。

(委託先)地域活動支援センターⅠ型「いなしきハートフルセンター」

竜ヶ崎保健所管内の 5 市 2 町(守谷市、取手市、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町)で委託している。負担割合は人口割、利用者割等により決定される。

・生活支援(生活訓練等)事業委託料　　140,000 円

精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行なうもの。

(委託先)地域活動支援センター　クローバ柏

〈負担金、補助及び交付金〉

・地域身体障害者スポーツ大会負担金　　60,000 円

6 市 1 町 1 村(取手市、つくばみらい市、牛久市、龍ヶ崎市、美浦村、阿見町、稲敷市、かすみがうら市)で持ち回り開催するスポーツ大会負担金で各市町村同額

・社会参加促進事業補助金　　742,000 円

社会福祉協議会の取手市総合ボランティア支援センターの行う手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字･声の広報等発行事業、ボランティア活動支援事業に対する補助金

・成年後見制度利用支援事業

後見人等報酬助成金　　984,000 円

在宅@28,000 円×1 人×12 月＝336,000 円

入所@18,000 円×3 人×12 月＝648,000 円

〈扶助費〉

・日常生活用具給付　　23,200,000 円

ストマ用装具　18,658,000 円　　その他の日常生活用具　4,542,000 円

ストマ用装具、電気式たん吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを給付し日常生活の利便を図る。

・自動車改造費助成　　100,000 円

@100,000 円×1 件

・自動車運転免許取得費助成　　100,000 円

@100,000 円×1 件

・移動支援　　5,930,000 円

屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者の方に、外出の際の移動を支援する。

・日中一時支援　　16,600,000 円

日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者の方に活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を得られるようにする。

・訪問入浴サービス　2,723,000 円

自宅において入浴することが困難な重度障害者の方に、移動入浴車によるサービスを提供し、重度障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

@453,750 円/年×6 名≒2,723,000 円

**[担当：障害福祉課] P.120**

**3801　合理的配慮の提供支援事業に要する経費　450,000 円（470,000 円）**

[一財 450,000 円]

○ 目的

障害のある人への差別をなくし、障害のある人もない人も、ともに暮らしやすいまちづくりを進めるため、合理的配慮を提供するための費用を助成する。

○ 内容

・合理的配慮提供支援助成金　450,000 円

助成額は対象経費全額とし、上限額はコミュニケーションツールの作成助成金は 10,000 円、物品購入助成金は 50,000 円、段差の解消等の改修工事助成金は 100,000 円。

（内訳）

コミュニケーションツールの作成助成金　@10,000 円×5 件＝ 50,000 円
物品購入助成金　@50,000 円×4 件＝200,000 円
段差の解消等の改修工事助成金　@100,000 円×2 件＝200,000 円

## 1 社会福祉費　3 老人福祉費

**[担当：高齢福祉課] P.121**

**2202　緊急通報システム事業に関する経費　11,067,000 円（11,655,000 円）**

[その他 1,167,000 円　一財 9,900,000 円]

＊ 特財積算根拠

[負担金:緊急通報システム設置費負担金 1,167,000 円]

○ 目的

在宅の病弱なひとり暮らし高齢者等の世帯へ突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置を貸与し、緊急時の救助活動を迅速にすることで、高齢者やその家族等の不安を軽減する。緊急通報装置は、自身でボタンを押して通報する機能のほかに、自動通報機能の火災報知器、安否センサー、相談ボタンによる医師や看護師、専門の相談員などへ常時相談ができる機能を有している。

○ 内容

緊急通報システム使用料　既存利用者分　@1,800×1.10×450 台×12 月＝10,692,000 円
新規設置分　@1,800×1.10× 10 台×12 月＝ 237,600 円

**[担当：高齢福祉課] P.122**

**2204　高齢者等移動支援事業に関する経費　13,593,000 円（13,579,000 円）**

[一財 13,593,000 円]

○ 目的

介護保険の要支援、要介護の方などの移動制約者に外出促進、閉じこもり防止のため、移送団体やタクシーを利用した際に使える、初乗り運賃相当額を助成する利用券を交付するとともに、移送団体に対して助成を行うことで、サービスの充実を図る。

○ 内容

・移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を市が助成する。

移送団体利用券　　@700 円×750 件×12 月＝6,300,000 円

移送団体･タクシー共通利用券　　@740 円×380 件×12 月＝3,374,400 円

・福祉車両点検整備費補助事業　　740,000 円

・移送サービス介助等補助金

移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。

@300 円×750 件×12 月＝2,700,000 円

・利用料助成については、本人が市民税非課税の方を対象とする。

**[担当：高齢福祉課] P.122**

**2206　愛の定期便事業に関する経費　308,000 円（502,000 円）**

[一財 308,000 円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳酸菌飲料の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

○ 内容

外出の機会が少なく閉じこもりがちになっている 65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸菌飲料を配布しながら安否確認を行う事業。最大週 3 回(月･水･金)利用者負担なし。

乳酸菌飲料業者配達　月･水曜日　@78 円×2 本×95 日×15 人＝222,300 円

社協ヘルパー配達　金曜日　　@40 円×2 本×52 日×20 人＝83,200 円

**[担当：高齢福祉課] P.122**

**2208　お休み処に関する経費　3,451,000 円（6,293,000 円）**

[一財 3,451,000 円]

○ 目的

ふれあいの場を提供することで、高齢者と地域の人々とのつながりを強め、高齢者の見守り、孤独感の解消を図る。

○ 内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営にあたっては運営団体との協働のもと、ボランティアスタッフを活用し、運営支援を行う。

・お休み処施設賃借料(家賃･共益費)

戸頭　@56,730 円×12 月＝680,760 円

井野　@50,640 円×12 月＝607,680 円

・会計年度任用職員報酬
　戸頭お休み処　938,045 円
　井野お休み処　938,045 円

**[担当：高齢福祉課] P.123**
**2301　敬老祝金支給に要する経費　6,841,000 円（6,869,000 円）**
[一財 6,841,000 円]
○ 目的
　高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図る。
○ 内容
　支給対象年齢は 88 歳と 99 歳以上の高齢者で、支給額は一律 10,000 円。
　　敬老祝金　6,570,000 円　　88 歳　　@10,000 円×544 人＝ 5,440,000 円
　　99 歳以上 @10,000 円×113 人＝ 1,130,000 円

**[担当：高齢福祉課] P.123**
**2701　シルバー人材センター助成に要する経費　32,200,000 円（34,200,000 円）**
[その他 9,002,000 円　一財 23,198,000 円]
＊ 特財積算根拠
[諸収入:シルバー人材センター貸付金元利収入 9,002,000 円]
(1)取手市シルバー人材センター補助金 23,100,000 円
○ 目的
　高齢者のライフスタイルに合わせた就業を提供するとともに、社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する。
○ 内容
　受託事業等を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。
　　受託事業・・・植木の手入れ、襖･障子の張替え、清掃、草刈り、施設管理、
　　家事手伝い、一般事務 他
(2)取手市シルバー人材センター貸付金　9,000,000 円
○ 目的
　取手市シルバー人材センターの配分金(会員の仕事の対価)の立替え払い用資金に資するための貸付金。
○ 内容
　シルバー人材センターでは、市内一般家庭･企業、取手市等の公共団体からさまざまな仕事を受注しており、毎月の就業を月末で締め切り、翌月 15 日に会員へ配分金の支払いを行っている。円滑に配分金が支払えるよう、運営資金を貸し付け、年度内に償還させる。

**[担当：高齢福祉課] P.124**
**2801　あけぼの管理運営に関する経費　37,456,000 円（75,258,000 円）**
[一財 37,456,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

浴場の利用と趣味教室活動の場として、月約3,300人の高齢者が利用している。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成30年度から令和3年度の4年間。

・指定管理料 37,438,000円

**[担当：高齢福祉課] P.124**

**2802　かたらいの郷管理運営に関する経費　34,821,000円（34,821,000円）**

[一財 34,821,000円]

○ 目的

高齢者の生きがいの増進と利用者の世代間の交流を図る。

○ 内容

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがいの増進、ボランティア活動の推進等。

大浴場を中心として、月約6,700人が利用している。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は日本環境マネジメント株式会社。指定管理契約期間は令和2年度から令和6年度の5年間。

・指定管理料 34,800,000円

**[担当：高齢福祉課] P.124**

**2804　さくら荘管理運営に関する経費　31,343,000円（32,975,000円）**

[一財 31,343,000円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

各種趣味教室活動が充実し、高齢者の方の生きがい増進の場として、月約1,800人の高齢者が利用している。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成30年度から令和3年度の4年間。

・指定管理料 31,018,000円

**[担当：高齢福祉課] P.126**

**3801　高齢者の健康増進に要する経費　909,000円（500,000円）**

[一財 909,000円]

○ 目的

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて、地域づくりを推進するとともに、介護予防を推進することを目的とする。

○ 内容

社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施する団体に対して、補助金を交付する。

・公募補助事業（取手市みんなの補助金）

プラチナ健康教室事業補助金　@450,000 円

介護予防及び社会参加支援事業補助金　@459,000 円

**[担当：高齢福祉課] P.127**

**6301　小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費　7,023,000 円（7,523,000 円）**

[一財 7,023,000 円]

○ 目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

○ 内容

ポニーによる乗馬、E ボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

小貝川三次元プロジェクト運営補助金　　4,000,000 円

小貝川生き生きクラブ運営委託料　　3,000,000 円

**[担当：高齢福祉課] P.127**

**6501　在宅医療・介護連携推進事業に要する経費　1,020,000 円（1,020,000 円）**

[その他 1,020,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金:高齢者福祉基金繰入金 1,020,000 円]

○ 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。

○ 内容

公益社団法人取手市医師会に委託し、切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制を構築するため、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援する。

在宅医療・介護連携システム委託料　　@1,020,000 円

## 1 社会福祉費　　5 医療福祉費

**[担当：国保年金課] P.128**

**0501　医療福祉事務に要する経費　15,859,000 円（16,239,000 円）**

[国・県 4,907,000 円　一財 10,952,000 円]

＊ 特財積算根拠
[県補:医療福祉事務費 9,814,000 円×1/2＝4,907,000 円]
○ 目的
医療福祉費支給事務の効率的な実施を図る。
○ 内容
・審査支払手数料 マル福分（国保連合会） 3,243,600 円
（支払基金） 4,970,800 円（調剤以外）
（支払基金） 1,599,600 円（調剤）
ぬくもり分（国保連合会） 217,300 円
（支払基金） 1,535,100 円（調剤以外）
（支払基金） 446,400 円（調剤）
・国保連合会共同電算処理委託料 1,872,000 円

[担当：国保年金課] P.128
**0601 医療福祉費助成に要する経費 606,760,000 円（606,660,000 円）**
[国・県 241,908,000 円 その他 49,743,000 円 一財 315,109,000 円]
＊ 特財積算根拠
[県補:（医療福祉医療費 533,560,000 円－高額療養費返納金 49,743,000 円）×1/2
＝241,908,000 円]
[諸収入:高額療養費返納金 49,741,000 円]
[諸収入:第三者行為返納金等 1,000 円]
[諸収入:その他返納金 1,000 円]
○ 目的
出生から 18 歳（高校生相当年齢）・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者の方々に対して、公費で医療費の一部を負担し、住民福祉の向上を図る。
茨城県の医療福祉費支給制度（小児マル福）で支給制限を受ける 0 歳児から 18 歳（高校生相当年齢）までを対象に、保険診療分にかかる医療費の一部を取手市が独自に負担する「ぬくもり医療支援事業」を実施している。
○ 内容
疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の扶助を行う。

## 1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当：国保年金課] P.129
**0501 国民年金事務に要する経費 588,000 円（594,000 円）**
[国・県 588,000 円]
＊ 特財積算根拠
[国委:国民年金事務委託金 588,000 円]
○ 目的
国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互いを支えあう制度である。老後の所得保障だけでなく万一病気やケガで重い障害が残った

場合の障害基礎年金や家計の大黒柱である世帯主等を失ったときに遺族基礎年金が支給される公的年金制度で、国から法定受託事務として行っている。

○ 内容

公的年金制度は、国民年金と厚生年金に分かれ、国民年金は、日本国内に住む 20 歳から 60 歳までのすべての方が加入することになっているため、加入者への納付意識の向上を働きかけ、将来の年金受給資格期間の確保に努める。

| | | |
|---|---|---|
| ・需用費 | 年金パンフレット購入費 | 89,320 円 |
| ・役務費 | 年金事務センター報告書通信運搬費 | 93,600 円 |
| ・使用料及び賃借料 | 年金端末機使用料 | 348,000 円 |

## 2 児童福祉費　　1 児童福祉総務費

**[担当：障害福祉課] P.131**

**2001　こども発達センター管理運営に要する経費　38,688,000 円（40,719,000 円）**

[一財 38,688,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童(概ね就学前)とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を提供し、基本的生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害児福祉施設であり、平成 30 年度から令和 3 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

通園部門(単独通園、親子通園)、専門職指導(作業療法、言語療法、心理指導など)、相談部門(発達相談、就学相談)を三本柱として専門的な療育を行う。

その他の事業として、こども発達センターの継続利用者で小学校 2 年生までを対象に、放課後等デイサービス事業を行う。

また、平成 30 年度から障害福祉サービスの保育所等訪問支援事業を開始し、障害児支援体制の充実を図る。

・委託料

| | |
|---|---|
| こども発達センター指定管理料 | 38,665,000 円 |
| ・火災保険料 | 23,000 円 |

**[担当：子育て支援課] P.131**

**2101　家庭児童相談室に要する経費　7,406,000 円（7,230,000 円）**

[国･県 327,000 円　その他 50,000 円　一財 7,029,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:児童虐待・DV 対策等総合支援事業費補助金 165,000 円]

[国補:子ども･子育て支援交付金 81,000 円]

[県補:子ども･子育て支援交付金 81,000 円]

[負担金:子育て支援短期利用者負担金 34,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 16,000 円]

○ 目的

家庭における適正な養育、その他児童福祉の向上を図るよう、相談、援助を行う。

○ 内容

相談業務に携わる家庭相談員の経費及び事務経費。保護者が病気等により児童の養育に困難が生じた場合に養育を代行する子育て支援事業の経費。

児童相談所・市町村の児童虐待に関する情報をより効率的・効果的に共有するための全国統一のシステムが令和3年度に開始されることから、システム利用に伴う児童相談システムの改修を行う。

・委託料　　システム改修委託料　　330,000円

**[担当：子育て支援課] P.132**

**2801　児童扶養手当に要する経費　346,286,000円（349,195,000円）**

[国･県 115,287,000円　一財 230,999,000円]

＊ 特財積算根拠

[国負:児童扶養手当負担金 345,861,000円×1/3＝115,287,000円]

○ 目的

父母の離婚等により父又は母と生計をともにしていない児童の父･母又は両親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長と福祉の増進を図るため手当を支給する。

○ 内容

支給対象：父母の離婚等で父又は母と一緒に生活していない18歳に達した最初の3月31日までの児童(心身におおむね中度以上の障害がある場合は20歳未満）を監護している父･母または両親にかわって養育している方(所得制限あり）

全部支給の場合

| 対象児童数(人) | 月　額（円） |
|---|---|
| 1 | 43,160<br>（令和3年度は支給額に変更なし） |
| 2 | 53,350<br>（令和3年度は支給額に変更なし） |
| 3 | 59,460<br>（令和3年度は支給額に変更なし） |

※ 3人目以降は、6,110円ずつ加算

一部支給の場合　月額43,150円から10,180円まで段階的に支給する。

手当支給月は、5月、7月、9月、11月、1月、3月で年6回支給する。

対象者数：全部支給390人、一部支給320人、2子加算240人、3子以降加算70人、13条の2（年金併給）6人

**[担当：子育て支援課] P.133**

**3001　要保護児童対策事業に要する経費　335,000円（365,000円）**

[国･県 180,000円　一財 155,000円]

＊ 特財積算根拠

[国補:子ども･子育て支援交付金 90,000円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 90,000 円]
○ 目的
取手市要保護児童対策地域協議会の運営と、要保護児童等の未然防止、早期発見、早期支援、適切な保護を行う。
○ 内容
要保護児童対策地域協議会を調整運営するための経費。研修及び所在不明児調査訪問旅費。児童虐待等の問題を抱える家庭に対する養育の相談支援訪問の委託費。
令和3年度は児童虐待防止の啓発活動として、赤ちゃん訪問や乳幼児健診時に配布するためのパンフレットを作成し、保健センターとの連携を強化する。

**[担当：子育て支援課] P.133**
**3201　児童療育システムに関する経費　3,344,000 円（2,772,000 円）**
[国・県 1,306,000 円　一財 2,038,000 円]
＊ 特財積算根拠
[国補:地域生活支援事業補助金 881,000 円]
[県補:地域生活支援事業補助金 425,000 円]
○ 目的
発達に遅れや偏りを持つ児童とその保護者を支えるため、障害の早期発見から療育、保育、就学へつながる一貫した地域支援体制を整え、それぞれの役割を明確にしながら、その受け皿となる各機関の療育的専門機能の充実を図る。
○ 内容
関係機関との連携調整会議等を開催し、支援体制の強化を行う。巡回相談員（心理士）が保育所・認定こども園等を訪問し、療育的な視点が必要な児童に対して心理的アプローチを行う。
また、戸頭北保育所の廃止に伴い、移籍する児童が不安なく新しい生活に適応できるよう、巡回相談員が移籍先を訪問し、児童の様子を観察し、保育士や保護者に対して児童に合った対応を助言する。
・巡回相談員謝礼　@20,000 円×120 回＝ 2,400,000 円
・戸頭北保育所移籍児童巡回相談　@20,000 円× 30 回＝ 600,000 円

**[担当：子育て支援課] P.134**
**3301　少子化対策事業に要する経費　4,888,000 円（5,276,000 円）**
[国・県 1,866,000 円　その他 40,000 円　一財 2,982,000 円]
＊ 特財積算根拠
[国補:子ども・子育て支援交付金 933,000 円]
[県補:子ども・子育て支援交付金 933,000 円]
[諸収入:とりでファミリー・サポートセンター入会金 40,000 円]
○ 目的
地域社会のなかで、子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境整備に取り組む。

○ 内容
子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、地域の相互援助活動を実施する。
ファミリー･サポートセンター運営事業委託料　4,888,000 円

## 2 児童福祉費　　2 児童措置費

**[担当：子育て支援課] P.135**

**2601　児童手当支給に要する経費　1,378,800,000 円（1,426,200,000 円）**

[国･県 1,169,160,000 円　一財 209,640,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負:被用者 3 歳未満児童手当負担金 259,200,000 円×37/45=213,120,000 円]
[県負:被用者 3 歳未満児童手当負担金 259,200,000 円×4/45=23,040,000 円]
[国負:被用者3歳以上中学校修了前児童手当負担金 860,400,000円×4/6=573,600,000円]
[県負:被用者3歳以上中学校修了前児童手当負担金 860,400,000円×1/6=143,400,000円]
[国負:非被用者中学校修了前児童手当負担金 212,400,000 円×4/6=141,600,000 円]
[県負:非被用者中学校修了前児童手当負担金 212,400,000 円×1/6=35,400,000 円]
[国負:特例給付者児童手当負担金 46,800,000 円×4/6=31,200,000 円]
[県負:特例給付者児童手当負担金 46,800,000 円×1/6=7,800,000 円]

○ 目的
児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容
支給対象：中学校修了前の児童を養育する方に手当を支給する。
・手当月額
3 歳未満　15,000 円
3 歳以上～小学生 10,000 円　第 3 子以降は 15,000 円
中学生　　10,000 円
所得制限超　児童 1 人につき　一律　5,000 円
・対象者数：3 歳未満 1,698 人、3 歳～小学生 6,110 人、中学生 2,080 人、
特例給付 780 人
・年 3 回支給　6 月支給(2 月分から 5 月分まで)、10 月支給(6 月分から 9 月分まで)、
2 月支給(10 月分から 1 月分まで)

**[担当：障害福祉課] P.135**

**2701　在宅障害児福祉手当支給に要する経費　2,820,000 円（2,760,000 円）**

[国･県 846,000 円　一財 1,974,000 円]

＊ 特財積算根拠

[県補:障害児福祉手当補助金 3,000 円×47 人×12 月×1/2＝846,000 円]

○ 目的
在宅の心身に重度障害のある 20 歳未満の児童で､国の障害児福祉手当に該当しない児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽

減し、福祉の増進を図る。
○ 内容
特別児童扶養手当1級受給者、身体障害者手帳1･2級、療育手帳Ⓐ･Aで、国の障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。
@5,000円×47人×12月＝2,820,000円
月額5,000円　年3回支給　8月(4～7月分)、12月(8～11月分)、4月(12～3月分)支給

**[担当：障害福祉課] P.136**
**2901　障害児通所給付費に要する経費　473,080,000円（424,975,000円）**
[国･県 354,000,000円　一財 119,080,000円]
＊ 特財積算根拠
[国負:障害児入所給付費等負担金 472,000,000円×1/2＝236,000,000円]
[県負:障害児通所給付費等負担金 472,000,000円×1/4＝118,000,000円]
○ 目的
発達に遅れや偏りのある児童が基本的動作、知識技能等の訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう、利用した障害児通所サービス(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など)について、障害児通所給付費として支給し障害児の福祉の増進を図る。
○ 内容
・障害児通所給付費　472,000,000円

| | | |
|---|---|---|
| 児童発達支援 | 111,392,000円 | 240人 |
| 放課後等デイサービス | 342,672,000円 | 300人 |
| 保育所等訪問支援 | 4,720,000円 | 6人 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 472,000円 | 4人 |
| 障害児相談支援 | 12,744,000円 | |

・国保連支払審査手数料　1,080,000円

**[担当：障害福祉課] P.136**
**3001　軽度･中等度難聴児補聴器購入支援事業に要する経費　232,000円（245,000円）**
[国･県 116,000円　一財 116,000円]
＊ 特財積算根拠
[県補:軽度･中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金 349,694円×1/3≒116,000円]
○ 目的
身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度･中等度難聴児に対し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器、FM補聴システムの購入に必要な費用の一部を補助することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進及び子育て世代の負担軽減を図る。
○ 内容
両耳の聴力レベルが30デシベル以上で70デシベル未満又は専門医等が必要であると認めた児童で、片耳の聴力レベルが70デシベル以上の軽度･中等度の難聴児への補聴器、FM補聴システム購入の費用の一部を助成する。

・軽度・中等度難聴用補聴器(補助額は基準価格の 2/3)

@52,900 円×1.06×2/3≒37,000 円

・イヤモールド

@9,000 円×1.06×2/3≒6,000 円

・FM 補聴システム(補助額は基準価格の 2/3)

@268,000 円×1.06×2/3≒189,000 円

## 2 児童福祉費　　3 児童入所費

**[担当：子育て支援課] P.136**

**2001　民間保育園入所に要する経費　2,090,254,000 円（2,093,243,000 円）**

[国・県 1,446,228,000 円　その他 71,495,000 円　一財 572,531,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負:子どものための教育・保育給付費負担金 949,227,000 円]

[県負:子どものための教育・保育給付費負担金 421,746,000 円]

[県補:子どものための教育・保育給付費補助金 75,255,000 円]

[負担金:民間保育園入所児保護者負担金 71,495,000 円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、乳幼児を保育園に入所させることで、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

戸頭北保育所の廃止に伴い、他の教育・保育施設等に移籍する児童の保護者に対し、補助金を交付することにより、移籍に要する費用の一部を補助し、もって保育の確保を図る。

○ 内容

民間保育園児入所委託料　　(単位:延べ人数、円)

| 園名 | 定員 | 0 歳児 | 1・2 歳児 | 3 歳児 | 4・5 歳児 | 計 | 入所委託料 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 取手保育園 | 90 | 60 | 372 | 168 | 492 | 1,092 | 106,613,216 |
| ふたば保育園 | 50 | 36 | 216 | 108 | 240 | 600 | 80,506,938 |
| 育英保育園 | 90 | 60 | 336 | 216 | 396 | 1,008 | 97,310,167 |
| たちばな保育園 | 90 | 72 | 396 | 180 | 444 | 1,092 | 111,688,396 |
| 共生保育園 | 60 | 72 | 252 | 132 | 348 | 804 | 99,792,959 |
| 稲保育園 | 90 | 144 | 384 | 228 | 468 | 1,224 | 126,958,303 |
| 戸頭東保育園 | 138 | 180 | 456 | 168 | 348 | 1,152 | 117,858,536 |
| 藤代駅前ナーサリースクール | 60 | 108 | 168 | 36 | 24 | 336 | 49,146,752 |
| 計 | 668 | 732 | 2,580 | 1,236 | 2,760 | 7,308 | 789,875,267 |

地域型保育園児入所委託料　　(単位:人数、円)

| 園名 | 定員 | 0 歳児 | 1・2 歳児 | 計 | 入所委託料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 取手市医師会どんぐり保育園 | 30(地域枠 8) | 60 | 240 | 300 | 54,787,501 |

施設給付型幼稚園児入所委託料　　(単位:延べ人数、円)

| 園名 | 利用定員 | 1 号認定 | 入所委託料 |
|---|---|---|---|
| チューリップ幼稚園 | 35 | 360 | 32,149,911 |
| チューリップ第二幼稚園 | 25 | 300 | 27,673,020 |
| 計 | 60 | 660 | 59,822,931 |

認定こども園1号認定児入所委託料　（単位:延べ人数、円）

認定こども園2号3号認定児入所委託料　（単位:延べ人数、円）

| 園名 | | 利用定員 | 1号認定 | 委託料 | 2号認定 | 3号認定 | 委託料 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 幼保連携型 | めぐみ幼稚園 | 142 | 636 | 34,307,912 | 552 | 348 | 73,725,607 |
| | たかさごｽｸｰﾙ取手 | 153 | 108 | 15,703,419 | 552 | 720 | 143,582,991 |
| | 取手ふたば文化 | 230 | 1,380 | 55,858,240 | 816 | 384 | 89,052,872 |
| | みどりが丘幼稚園 | 256 | 1,524 | 80,749,490 | 552 | 348 | 82,423,565 |
| | 戸頭さくらの森 | 132 | 648 | 39,573,285 | 408 | 228 | 62,681,953 |
| | 取手幼稚園 | 70 | 444 | 32,634,272 | 108 | 216 | 41,373,741 |
| | つつみ幼稚園 | 188 | 1,680 | 72,023,100 | 360 | 216 | 64,326,231 |
| 幼稚園型 | 白山幼稚園 | 95 | 876 | 57,067,273 | 228 | － | 26,694,088 |
| | 光風台幼稚園 | 115 | 1,128 | 65,394,066 | 144 | － | 37,209,804 |
| | あづま幼稚園 | 178 | 888 | 61,327,017 | 204 | 216 | 49,715,250 |
| 計 | | 1,559 | 9,312 | 514,638,074 | 3,924 | 2,676 | 670,786,102 |

戸頭北保育所移籍準備補助金

| 世帯数 | 移籍人数 | 移籍時費用 | 移籍準備費用 | 補助金額 |
|---|---|---|---|---|
| 4世帯 | 4人 | 21,000円 | 20,000円 | 122,000円 |

**[担当：子育て支援課] P.137**

**2201　民間保育園運営に要する経費　82,583,000円（80,407,000円）**

[国･県 21,680,000円　一財 60,903,000円]

＊ 特財積算根拠

[国補:子ども･子育て支援交付金 9,040,000円]

[県補:子ども･子育て支援交付金 9,040,000円]

[県補:保育対策総合支援事業補助金 3,600,000円]

○ 目的

民間保育園等の健全で安定した運営と、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

○ 内容

児童福祉法の規定により認可された保育園等に対して民間保育園運営補助金を交付する。また、日本スポーツ振興センター共済掛金を納入している民間保育園等の設置者に設置者負担分相当額を助成する。

そのほか地域の子育て支援事業実施の民間保育園等に次の補助金を交付する。

保育体制強化事業補助金、障害児保育事業補助金、特別支援教育費補助金、一時預かり事業補助金、延長保育促進事業補助金、病児･病後児保育事業補助金、実費徴収に伴う補足給付補助金

施設別の主な補助金内訳は以下のとおり。

補助金内訳　1　（単位:円）

| 区　分 | 取手保育園 | ふたば保育園 | 育英保育園 | たちばな保育園 | 共生保育園 | 稲保育園 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 民間保育園職員給与改善費 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 |
| 民間保育園格差是正費 | 1,021,020 | 1,021,020 | 1,021,020 | 1,021,020 | 1,021,020 | 1,113,840 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 民間保育園<br>施設管理費 | 972,000 | 540,000 | 972,000 | 972,000 | 648,000 | 972,000 |
| 民間保育園<br>一時預かり事業 | − | − | − | 1,600,000 | − | 1,763,000 |
| 民間保育園延長保育促進事業補助金 | 1,505,000 | 300,000 | 600,000 | 600,000 | 600,000 | 600,000 |
| 民間保育園<br>病児・病後児保育事業 | − | − | − | − | − | 4,582,000 |
| 日本スポーツ振興センター共済掛金 | 2.3号<br>16,625 | 2.3号<br>9,625 | 2.3号<br>16,625 | 2.3号<br>16,625 | 2.3号<br>11,375 | 2.3号<br>16,625 |
| 計 | 4,594,645 | 2,950,645 | 3,689,645 | 5,289,645 | 3,360,395 | 10,127,465 |

補助金内訳　2　　（単位:円）

| 区　分 | 戸頭東<br>保育園 | 藤代駅前<br>ナーサリー<br>スクール | どんぐり<br>保育園 | たかさご<br>ｽｸｰﾙ取手<br>･ｱﾈｯｸｽ | 取手ふたば<br>文化 | めぐみ<br>保育園 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 民間保育園<br>職員給与改善費 | 1,080,000 | 1,080,000 | − | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 |
| 民間保育園<br>格差是正費 | 1,021,020 | 1,021,020 | − | 1,113,840 | 1,021,020 | 1,021,020 |
| 民間保育園<br>施設管理費 | 1,188,000 | 648,000 | − | 1,490,400 | 864,000 | 777,600 |
| 民間保育園<br>一時預かり事業 | − | 1,600,000 | 1,763,000 | 1,600,000 | − | − |
| 民間保育園延長保育促進事業補助金 | 600,000 | 600,000 | − | 600,000 | − | − |
| 民間保育園<br>病児・病後児保育事業 | − | − | 7,623,192 | − | − | − |
| 日本スポーツ振興センター共済掛金 | 2.3号<br>18,375 | 2.3号<br>11,375 | 3号<br>3,675 | 1.2.3号<br>21,330 | 1.2.3号<br>31,725 | 1.2.3号<br>19,845 |
| 計 | 3,907,395 | 4,960,395 | 9,389,867 | 5,905,570 | 2,996,745 | 2,898,465 |

補助金内訳　3　　（単位:円）

| 区　分 | 戸頭<br>さくらの森 | みどりが丘<br>幼稚園 | 取手幼稚園 | つつみ<br>幼稚園 | あづま<br>幼稚園 | 白山幼稚園 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 民間保育園<br>職員給与改善費 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | − |
| 民間保育園<br>格差是正費 | 1,021,020 | 1,021,020 | 1,021,020 | 1,021,020 | 1,021,020 | − |
| 民間保育園<br>施設管理費 | 615,600 | 820,800 | 432,000 | 518,400 | 788,400 | − |
| 日本スポーツ振興センター共済掛金 | 1.2.3号<br>18,495 | 1.2.3号<br>35,235 | 1.2.3号<br>10,125 | 1.2.3号<br>38,475 | 1.2.3号<br>24,705 | 1.2号<br>13,500 |
| 計 | 2,735,115 | 2,957,055 | 2,543,145 | 2,657,895 | 2,914,125 | 13,500 |

補助金内訳　4

| 区　分 | 光風台<br>幼稚園 | ﾁｭｰﾘｯﾌﾟ<br>・ﾁｭｰﾘｯﾌﾟ<br>第二幼稚園 |
|---|---|---|
| 日本スポーツ振興<br>センター共済掛金 | 1.2 号<br>16,200 | 1 号<br>8,775 |
| 計 | 16,200 | 8,775 |

※日本スポーツ振興センター共済掛金については、認定番号により単価が変わる。

**[担当：子育て支援課] P.137**

**2401　管外保育委託に要する経費　97,610,000 円（99,994,000 円）**

[国･県 65,280,000 円　その他 3,313,000 円　一財 29,017,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負:子どものための教育･保育給付費負担金 41,713,000 円]

[県負:子どものための教育･保育給付費負担金 18,750,000 円]

[県補:子どものための教育･保育給付費補助金 4,817,000 円]

[負担金:民間保育園入所児保護者負担金 3,313,000 円]

○ 目的

保護者の就労等諸事情により、管外(市外)の保育園等に入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所(園)･幼稚園･認定こども園入所委託料　（単位:延べ人数、円）

| 園名 | 0 歳児 | 1･2 歳児 | 3 歳児 | 4･5 歳児 | 計 | 入所委託料 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 管外公立保育所(園) | 0 | 13 | 0 | 8 | 21 | 901,910 |
| 管外私立保育所(園) | 14 | 98 | 50 | 94 | 256 | 27,328,163 |
| 管外私立施設給付型幼稚園 | － | － | 43 | 139 | 182 | 9,756,026 |
| 管外私立認定こども園 1 号認定 | － | － | 171 | 311 | 482 | 27,388,522 |
| 管外私立認定こども園 2 号 3 号認定 | 0 | 39 | 30 | 132 | 201 | 16,445,460 |
| 管外公立認定こども園 2 号 3 号認定 | 0 | 3 | 0 | 12 | 15 | 430,018 |
| 管外私立地域型保育園 | 27 | 72 | 0 | 0 | 99 | 15,355,606 |

**[担当：子育て支援課] P.138**

**2801　子育てのための施設等利用給付に要する経費　45,498,000 円（84,395,000 円）**

[国･県 34,120,000 円　一財 11,378,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負:子育てのための施設等利用給付費負担金 22,747,000 円]

[県負:子育てのための施設等利用給付費負担金 11,373,000 円]

○ 目的

幼児教育・保育の無償化に伴い、次の場合に施設等利用給付を行う。

①新制度未移行園(子ども･子育て支援新制度に移行していない幼稚園等)を利用する場合

②保育の必要性があると認定を受けた者が、認可外保育所等や幼稚園の預かり保育等を利用する場合

○ 内容

新制度未移行園･認可外保育施設･預かり保育･一時保育･病児保育･ファミリーサポートセンター事業の利用者に利用給付を行う。

（単位：円）

| 利用給付区分 | | | 給付上限額 | 年間延児童数 | 給付額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 施設等利用給付費 | 認可外保育施設等 | 3 歳以上児 | 37,000 | 309 | 11,429,000 |
| | | 3 歳未満児 | 42,000 | 59 | 2,495,000 |
| | 認可保育施設 | 預かり保育 | 11,300 | 1,414 | 15,975,000 |
| 施設等利用給付費（過年度） | 認可外保育施設等 | 3 歳以上児 | 37,000 | 3 | 116,000 |
| | | 3 歳未満児 | 42,000 | 1 | 25,000 |
| | 認可保育施設 | 預かり保育 | 11,300 | 14 | 162,000 |
| 施設等利用給付費（教育） | 新制度未移行園 | 満 3 歳以上 | 25,700 | 511 | 13,129,000 |
| | | 預かり保育 | 11,300 | 178 | 2,014,000 |
| 施設等利用給付費（教育過年度） | 新制度未移行園 | 満 3 歳以上 | 25,700 | 5 | 133,000 |
| | | 預かり保育 | 11,300 | 2 | 20,000 |
| | | | 合計 | 2,496 | 45,498,000 |

## 2 児童福祉費　　4 保育所費

**[担当：子育て支援課] P.139**

**2001　保育所の管理運営に要する経費　549,104,000 円（586,385,000 円）**

[その他 124,871,000 円　一財 424,233,000 円]

＊ 特財積算根拠

[負担金:延長保育利用保護者負担金 1,318,000 円]

[負担金:日本スポーツ振興センター災害給付負担金 134,000 円]

[使用料:公立保育所使用料(保護者負担分) 80,716,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 2,150,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 1,320,000 円]

[諸収入:管外保育受託収入 1,078,000 円]

[諸収入:保育所職員給食代 14,964,000 円]

[諸収入:保育所児童給食代 21,992,000 円]

[諸収入:一時保育利用者給食代 630,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 569,000 円]

○ 目的

①保護者の就労または疾病等により､保育を必要とする乳幼児を公立保育所で受け入れ、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

②戸頭北保育所の廃止に伴い、他の教育・保育施設等に移籍する児童の保護者に対し、

補助金を交付することにより、移籍に要する費用の一部を補助し、もって保育の確保を図る。

○ 内容

1.公立保育所6ヵ所の運営に要する会計年度任用職員保育士等の人件費および施設管理、給食運営等の経費。

2.戸頭北保育所移籍準備補助金

| 世帯数 | 移籍人数 | 移籍準備費用 | 補助金額 |
|---|---|---|---|
| 20世帯 | 23人 | 20,000円 | 460,000円 |

**[担当：子育て支援課] P.141**

**2101　保育所の施設整備に要する経費 1,340,000 円（71,485,000 円）**

[ 一財 1,340,000円]

○ 目的

令和3年度をもって廃止が決定した戸頭北保育所について、老朽化した施設を解体する施設整備計画を進める。

○ 内容

戸頭北保育所解体工事設計業務委託料　1,340,000円

## 3 生活保護費　　1 生活保護総務費

**[担当：社会福祉課] P.145**

**0601　生活保護受給者就労支援に要する経費　1,370,000 円（1,370,000 円）**

[国･県 1,027,000円　その他 3,000円　一財 340,000円]

＊ 特財積算根拠

[国補:生活保護受給者就労支援事業補助金 1,370,000円×3/4≒1,027,000円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 3,000円]

○ 目的

就労阻害要因の無い稼働年齢層の生活保護受給者の就労を支援するため、会計年度任用職員を雇用して就労促進と業務の円滑化を図る。

○ 内容

生活保護受給者への就労支援を積極的に働きかけることにより、対象者が就職し、自立できるよう促す。国負担率3/4。

## 3 生活保護費　　2 扶助費

**[担当：社会福祉課] P.146**

**2001　生活保護に要する経費　2,083,000,000 円（1,964,000,000 円）**

[国･県 1,617,741,000円　その他 2,000円　一財 465,257,000円]

＊ 特財積算根拠

[国負:生活保護費負担金 2,083,000,000円×3/4＝1,562,250,000円]

[県負:生活保護費負担金 221,964,000円×1/4＝55,491,000円]

[諸収入:生活保護法第78条返還金 1,000円]

[諸収入:生活保護法第63条返還金 1,000円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

取手市・保護世帯数 961 世帯
・保護人数 1,206 人
・保護率 11.2‰(パーミル)
(令和 2 年 12 月末現在)

・扶助費 2,083,000,000 円
(内訳) 生活扶助 675,005,000 円
住宅扶助 294,109,000 円
教育扶助 6,092,000 円
医療扶助 1,017,999,000 円
介護扶助 74,157,000 円
出産扶助 800,000 円
生業扶助 3,295,000 円
葬祭扶助 2,100,000 円
施設事務費 8,506,000 円
就労自立給付金 300,000 円
進学準備給付金 400,000 円
日常生活支援
委託事務費 237,000 円

## 4 災害救助費　　1 災害救助費

**[担当：社会福祉課] P.147**

**2001　災害見舞金等に要する経費　273,000 円（451,000 円）**

[一財 273,000 円]

○目的

市民が災害を受けたときに、り災者又は葬祭を行う者に対して弔慰金又は見舞金、支援金をおくり、その援護と更正意欲の高揚を図る。

○内容

・災害弔慰金支給審査委員報酬　81,000 円
災害弔慰金・災害障害見舞金を支給するにあたり判定が困難な場合等に医療・保健、その他有識者により調査審議をする災害弔慰金支給審査委員会を設置する。

・災害見舞金　190,000 円

〔参考〕災害見舞金の額

1. 死亡等の場合
- 死亡　100,000 円
- 全治 3 カ月以上の負傷　50,000 円
- 全治 1 カ月以上 3 カ月未満の負傷　30,000 円

2. 住家、店舗及び倉庫の損壊、減失等の場合

| | | |
|---|---|---|
| (1) 住家全壊(全焼) | 3 人以下の世帯 | 70,000 円 |
| | 4 人以上の世帯 | 100,000 円 |
| (2) 住家半壊(半焼) | 3 人以下の世帯 | 30,000 円 |
| | 4 人以上の世帯 | 50,000 円 |

(3) 住家部分焼　　10,000 円

(4) 住家以外の家屋焼失(20 ㎡以上の建物を対象とする)

全壊(全焼)　　20,000 円

半壊(半焼)　　10,000 円

(5) 借家　　(1) から (4) まで列記の半額以下とする。

3. 床上浸水の場合　　30,000 円